

# 山都町空き家家財等撤去支援事業補助金 申請から交付までの手続きの流れ



- ※交付決定前の事前着手はできません。
- ※年度内に事業が完了する必要があります。  
期間に十分な余裕を持って手続きしてください。



## 1. 交付申請書の提出

約2週間

- 必要書類を添えて提出ください。
- ・位置図 ・家財等を収集する町内業者(※下記の4業者をご利用ください)等からの見積書の写し ・家財等の状況がわかる写真 ・同意書
- ※入居者からの申請にあつては、売買及び賃貸契約書の写しと所有者からの承諾書を添えてください。

## 2. 交付決定通知

- ・町から申請者へ郵送されます。
- ・交付決定通知が届かない場合は、山の都創造課へお問い合わせ下さい。

## 3. 事業着手

(交付決定日以降)

- ※実施状況の写真を撮影してください。(必要に応じ業者へ依頼ください。)
- ※事業内容や金額等に変更が生じる場合は、別途手続きが必要です。詳細は山の都創造課へお問い合わせください。
- ※家財等を小峰クリーンセンターへ直接持ち込む場合は、事前予約(Tel82-3297)が必要です。

## 4. 事業完了

- ※申請時に撮影した箇所で撤去完了後の写真を撮影してください。(必要に応じ業者へ依頼ください。)
- ・業者へ代金をお支払いください。

## 5. 実績報告書の提出

- 必要書類を添えて提出ください。
- ・領収書の写し ・実施状況が確認できる写真 ・完了が確認できる写真
- ※事業が完了した日から30日以内又は年度末のいずれか早い日までに提出下さい。
- ・請求書と振込先の通帳の写しを併せて提出ください。
- ※日付等は未記入としてください。

## 6. 書面による確認検査

約1週間

- ※必要に応じ現地での検査を実施します。

## 7. 交付確定通知

約2週間

- ・町から申請者へ郵送されます。

## 8. 補助金支払い

- ・町から指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日は毎週木曜日です。

## 9. 空き家バンク用の写真撮影

- ※契約前の所有者からの申請にあつては、山の都移住すまいるセンターから空き家バンク掲載用の写真撮影に伺いますのでご協力をお願いします。

### ※町内収集業者

#### 矢部地区

- ・有限会社国見総業 Tel72-4133
- ・株式会社矢部清掃 Tel72-9103

#### 清和地区

- ・有限会社佐藤商会 Tel82-2387

#### 蘇陽地区

- ・株式会社松下商会 Tel83-0614



お問合せ先

山都町役場 山の都創造課 : 0967-72-1158